

離党者がいるのに離党者分も含めた政党交付金が交付される政党助成法の法改正を求める意見書

離党者が発生した民主党が、離党者分の政党交付金を受け取り続けている。

政党交付金は全額税金で賄われ、各党は4月、7月、10月、12月にそれぞれ4分の1ずつ受け取っている。

総務省によると、政党が解散し分割された場合は、交付金は案分されるが、離党のような解散を伴わない分派の場合は、もとの党は当初決定どおりの金額が交付され、新たな党には交付金はない。

実態が変わらないのに、解散という形式を経るか否かで大きな差がある。特に分派の場合に、もとの党が実際は離党者が発生しているにもかかわらず、離党者分も含めた当初決定どおりの政党交付金が交付されることは、実人数とかけ離れた交付金を受け取っていることになる。

実際に人がいないのに、その人がいることが前提となった交付という状態は、国民の理解を得られない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、離党のような分派の場合に、実人数に合わせた政党交付金の交付をするよう法改正を強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝